

# 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

兵庫県立明石清水高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示される人数の範囲内（社会的養護を必要とする生徒除く）で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

## （１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

## （２）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

### ① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学習成績概評が「A」に該当する

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

### ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i) か (ii) のいずれかに該当する

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(i)：調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する

(ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

### ③ 以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

## （３）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）

② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

ア：児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）

イ：児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）

ウ：児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）

エ：児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）

オ：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）

カ：里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

## （４）推薦者の選考順位について

推薦者の選考にあたっては（１）～（３）の基準を満たしているものについて、下表のとおり選考順位とする。

選考順位	
第 1 位	（１）人物について
第 2 位	（２）学力及び資質について
第 3 位	（３）家計について

※なお社会的養護を必要とする生徒については、（１）～（３）の選考基準を満たしている場合、機構から示される人数の範囲外で推薦する。